

公 告

令和 7 年度第 3 回鳥取市営住宅高齢者世話付住宅入居者を次のとおり募集する。

令和 7 年 1 1 月 4 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 募集期間 令和 7 年 1 1 月 1 1 日（火）から令和 7 年 1 1 月 1 8 日（火）まで

2 募集する住宅の概要

住宅の 種別	団地名	住所	数戸	間取り	家賃		
公営	湖山	鳥取市湖山町北三丁目201番地	1	2LDK	25,600	～	33,800

3 入居資格

次の(1)から(8)までの条件にすべてあてはまること。

(1) 次のア又はイに定める条件を満たす者であること。

ア 60歳以上の単身者(身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。)であること。

イ 次のいずれにもあてはまる者であること。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。)がある者であること。

(イ) 60歳以上の者のみからなる二人以上の世帯又は夫婦のどちらか一方が60歳以上の夫婦のみの世帯であること。

(2) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため自立して生活するには不安があると認められる者であること。

(3) 家族による援助が困難な者であること。

(4) 次に掲げる収入基準を満たす者であること。

一般世帯……月額所得 1 0 4, 0 0 0 円以下

裁量階層……月額所得 1 3 9, 0 0 0 円以下

裁量階層とは、次のアからクまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 入居者が 6 0 歳以上の者であり、かつ同居親族のいずれもが 6 0 歳以上の者であること

イ 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までのいずれかの程度のもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号に規定する障害の級が 1 級から 4 級までの程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までの程度

(ウ) 知的障害(イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正 1 2 年法律第 4 8 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 1 1 7 号）第 1 1 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 1 項に規定する支援給付を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 1 3 年法律第 6

3号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に規定する配偶者又は交際相手からの暴力を受けた被害者で、同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は同法の規定により裁判所がした命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(6) 市税を滞納していない者であること。

(7) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 緊急通報システムの利用にあたり、自己負担による固定電話の設置を必須とし、入居後解約等行って緊急通報システムの機能を損なわないこと。

4 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)第1条に規定する鳥取市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに鳥取市都市整備部建築住宅課住宅係又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

5 選考方法

入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考方法は、入居申込みした者の住宅に困窮する実情を調査し、困窮度合別の区分により公開抽選を行う。

また、高齢者世話付住宅は、生活援助員派遣事業を目的とした住宅のため、鳥取市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則(平成11年鳥取市規則第48号)に規定する派遣事業の対象者と見込まれる者を選考する。ただし、入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の戸数を下回った場合は随時募集とし募集戸数がなくなり次第打ち切りとする。

6 抽選日時及び場所

(1) 日時 令和7年12月1日(月) 午後1時30分から

(公開抽選は7の抽選方法に示すように時間を分けて行う場合があるので、詳しくは申込受理後発送する通知にて確認すること。)

(2) 場所 鳥取市幸町71番地 市役所本庁舎 第5・6会議室

7 抽選方法

公開抽選において申込者が多い場合は、5の選考方法に示す単身者を優先する規格と同居親族がある者を優先する規格の別に時間を分けて行う。

抽選の順番は、団地名の五十音順とし、高齢者世話付住宅の抽選を先に行い、その後市営住宅、改良住宅の別に関係なく行う。

なお、複数団地申込者は、当選した後に行われる他の抽選に参加できないものとする。

8 入居可能予定日

令和7年12月24日(水)

9 問い合わせ先

鳥取市 都市整備部 建築住宅課 住宅係 電話:0857-30-8371

鳥取県住宅供給公社 事務局 電話:0857-30-7480